

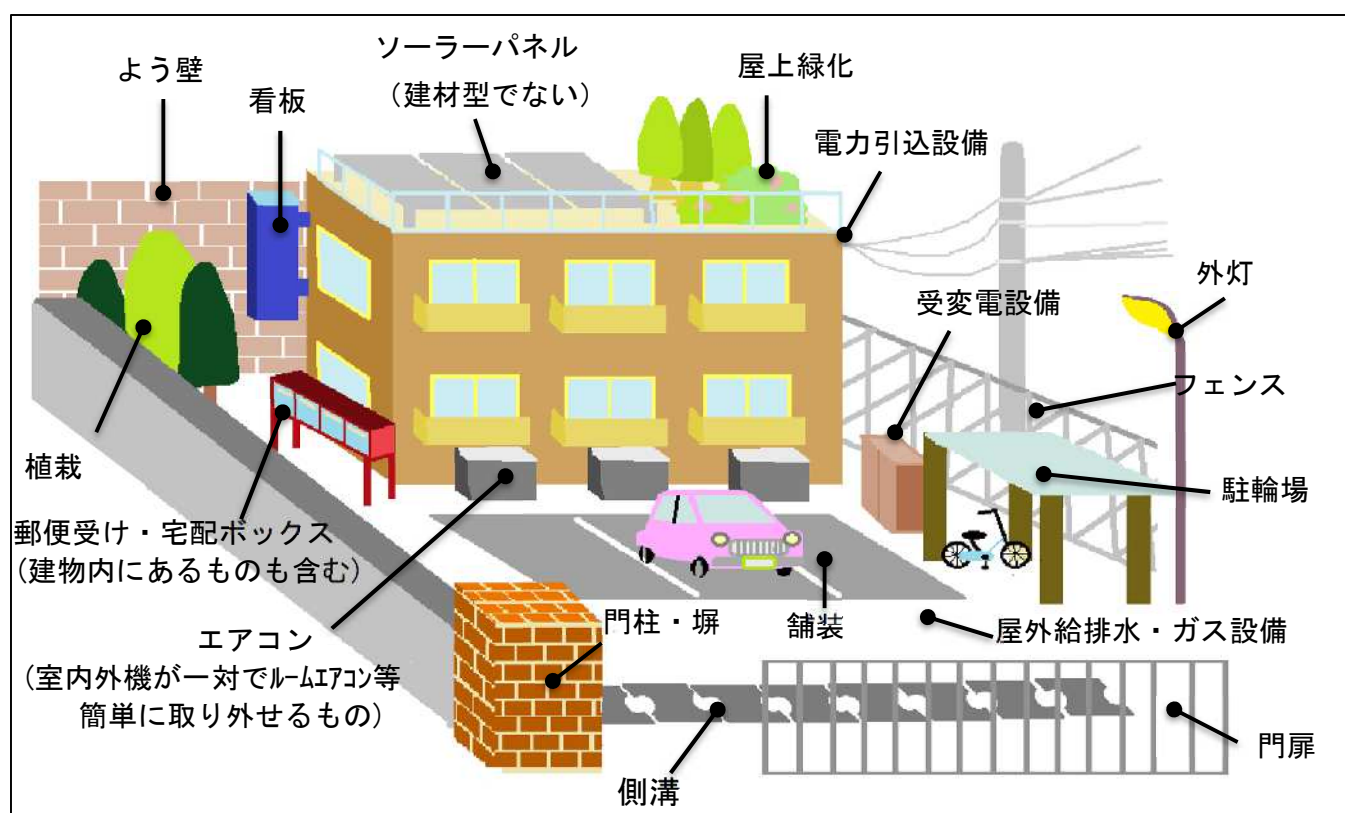
賃貸住宅、貸ビル、貸店舗及び駐車場などを 経営されている方は償却資産の申告が必要です。

固定資産税には、土地・家屋のほかに償却資産があります。

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業のために用いている有形の資産（構築物・建物附属設備、器具・備品など）をいいます。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について1月末までに申告していただくことになっております。（地方税法第383条）

償却資産として申告していただく資産は？【申告対象例】



お問い合わせ先

〒653-8773

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号（新長田合同庁舎4階）

神戸市固定資産税課（償却資産担当）

電話 078-647-9433~5

建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて

1. 建物附属設備について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次により区分して課税されます。

家屋とするもの ----- 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの
 償却資産とするもの ----- 家屋に容易に取り付けられたものや、家屋から独立して設置された設備、又は独立性の高い機器等

2. 賃借人等の方が取り付けた内装、造作等の資産（特定附属設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされる方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附属設備といいます。

特定附属設備は、テナントの方が償却資産として申告します。（家屋の評価から除外します。）所有者の方は、特定附属設備に関する届出書をご提出ください。

3. 家屋と償却資産の区分表 ----- 主な設備等を次のとおり例示します。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	電灯・コンセント・照明器具設備	屋外設備			◎		◎
屋内設備			○			◎	
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、井戸工事		◎		◎	
		配管、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（取り外しが容易な瞬間湯沸器）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事			◎		◎
屋内の配管等			○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン等（壁掛、床置き型）			◎		◎
		天井埋め込み等容易に移動できないもの	○				◎
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ等			◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・フェンス・緑化設備等）			◎		◎
	駐車場等	機械式駐車設備、路面舗装、駐輪場等			◎		◎
	その他	ゴミ置場、メールボックス等			◎		◎